

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R2-41)

別紙 1

施策名	目標9-1 環境基本計画の効果的実施				担当部局名	大臣官房 環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	環境計画課長 松田 尚之
施策の概要	各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。				政策体系上の 位置付け	9. 環境政策の基盤整備		
達成すべき目標	環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進				目標設定の 考え方・根拠	環境基本法第15条	政策評価実施予定時期	令和2年9月
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
1 第五次環境基本計画の進捗状況	第五次環境基本計画の点検		R2年度		・第五次環境基本計画に基づき、2020年度(令和2年度)に中央環境審議会において計画の総合的な進捗状況の点検を行うこととされているため。			
2 環境白書、英語版白書:年1回発行	環境白書、英語版白書:年1回発行		R2年度		・環境基本法第12条の規定に基づき、環境行政年次報告書(環境白書)を作成し、毎年国会報告を行うこととされているため。			
3 見積りの方針の調整を行った結果の資料への取りまとめ、国会等への説明	見積りの方針の調整を行った結果を資料に取りまとめ、国会等に説明する。		R2年度		・環境省設置法第4条第3号に基づき、環境保全経費の見積り方針の調整を行うこととされているため。			
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年 行政事業レビュー 事業番号	
	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度				
(1) 環境行政年次報告書作成等経費(昭和43年度)	35 (31)	31 (28)	31 (28)	31	2	<達成手段の概要> 環境基本法第12条の規定による環境行政年次報告書を作成し国会報告を行うとともに、白書を用いた環境施策に関する普及啓発を行う。 <達成手段の目標> 環境白書、英語版白書:年1回発行(環境省ウェブサイトで公表している環境白書へのアクセス数の対前年度比10%増) <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 達成手段を実施することにより、環境基本法第12条に定められた環境行政年次報告書(環境白書)の作成、毎年の国会報告を着実に実施することができる。	274	
(2) 環境保全経費見積調整費(昭和46年度)	3 (3)	3 (1)	3 (2)	3	3	<達成手段の概要> 環境省設置法第4条第3号に基づく環境保全経費の取りまとめ及び国会等への説明を行う。 <達成手段の目標> 集計事項数(予算要求における事項等):1,100事項(概算要求における計数の取りまとめ期間:60日) <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 達成手段を実施することにより、環境省設置法第4条第3号に定められた環境保全経費の見積り方針の調整を着実に実施することができる。	275	
(3) 環境統計・環境情報の総合的な整備推進費(平成22年度)	12 (9)	15 (14)	15 (14)	15	1	<達成手段の概要> 第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)及び公的統計の整備に関する基本的な計画(平成30年3月6日閣議決定)に基づき、環境統計・情報を容易に利用できる形で国民に提供するとともに、政策立案等により一層活用していくため、環境データの整備等を実施する。 <達成手段の目標> 環境省ウェブサイトの統計ページへのアクセス数 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境統計の整備を通じて、地球環境問題に対する関心度向上に寄与する。	276	
(4) 環境基本計画推進事業費(平成7年度)	34 (33)	21 (20)	21 (20)	19	1	<達成手段の概要> (1)社会経済、環境の状況に関する調査 (2)諸外国の環境政策に関する調査 (3)国内の優良事例に関する調査 (4)学識経験者等の有識者によるヒアリング等の開催 <達成手段の目標> 学識経験者を含む専門家で構成する検討会の開催回数:3 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> (1)(2)(3)により、計画の点検に関する議論を進める上で必要な資料・知見が得られる。 (4)により、様々な主体の意見を第五次計画の着実な推進及び点検に反映することができる。	277	
施策の予算額・執行額	104 (96)	90 (83)	90 (84)	88	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-	